

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成27年8月31日

【会社名】 株式会社コスモス薬品

【英訳名】 COSMOS Pharmaceutical Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宇野 正晃

【本店の所在の場所】 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階

【電話番号】 092-433-0660（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 柴田 太

【最寄りの連絡場所】 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階

【電話番号】 092-433-0660（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 柴田 太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年8月21日開催の当社第33期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年8月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金32円50銭 総額643,488,267円

効力発生日

平成27年8月24日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、また、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲を変更するため、定款の一部を変更する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、宇野正晃、奥川秀司、川崎儀和、竹森基、柴田太、宇野之崇の6氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、牧野照也、木野哲男、植田正男の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、松崎隆氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、年額240百万円以内とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額は、年額20百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)4
第1号議案	177,245	3,806	3	(注)1	可決 (96.95%)
第2号議案	180,712	339	3	(注)2	
第3号議案				(注)3	
宇野 正晃	179,767	1,283	3		可決 (98.33%)
奥川 秀司	180,388	663	3		可決 (98.66%)
川崎 儀和	180,629	422	3		可決 (98.80%)
竹森 基	180,630	421	3		可決 (98.80%)
柴田 太	180,622	429	3		可決 (98.79%)
宇野 之崇	180,191	860	3		可決 (98.56%)
第4号議案				(注)3	
牧野 照也	179,722	1,329	3		可決 (98.30%)
木野 哲男	180,698	353	3		可決 (98.83%)
植田 正男	180,716	335	3		可決 (98.84%)
第5号議案	155,618	25,432	3	(注)3	可決 (85.12%)
第6号議案	180,966	85	3	(注)1	可決 (98.98%)
第7号議案	180,967	84	3	(注)1	可決 (98.98%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、197,957個であります。また、賛成割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使及び当日出席分)に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書による事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しております。よって、前記(3)の賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれておりません。